

# 岐阜県災害警戒本部設置要領

令和4年4月修正版

岐阜県地域防災計画(『一般対策計画』第3章災害応急対策 第1節活動体制 第2項災害対策本部 第1項災害対策本部 1 県本部 (3) 警戒準備体制、警戒体制 及び 『地震対策計画』第3章地震災害応急対策 第1節活動体制 第2項災害対策本部 1 県本部 (3) 警戒準備体制、警戒体制)に基づき、重大な災害が発生するおそれがある場合に、岐阜県災害警戒本部(以下「県本部」という。)及び岐阜県災害警戒支部(以下「県支部」という。)を設置し、警戒体制に当たる。

## 1 県災害警戒本部の組織

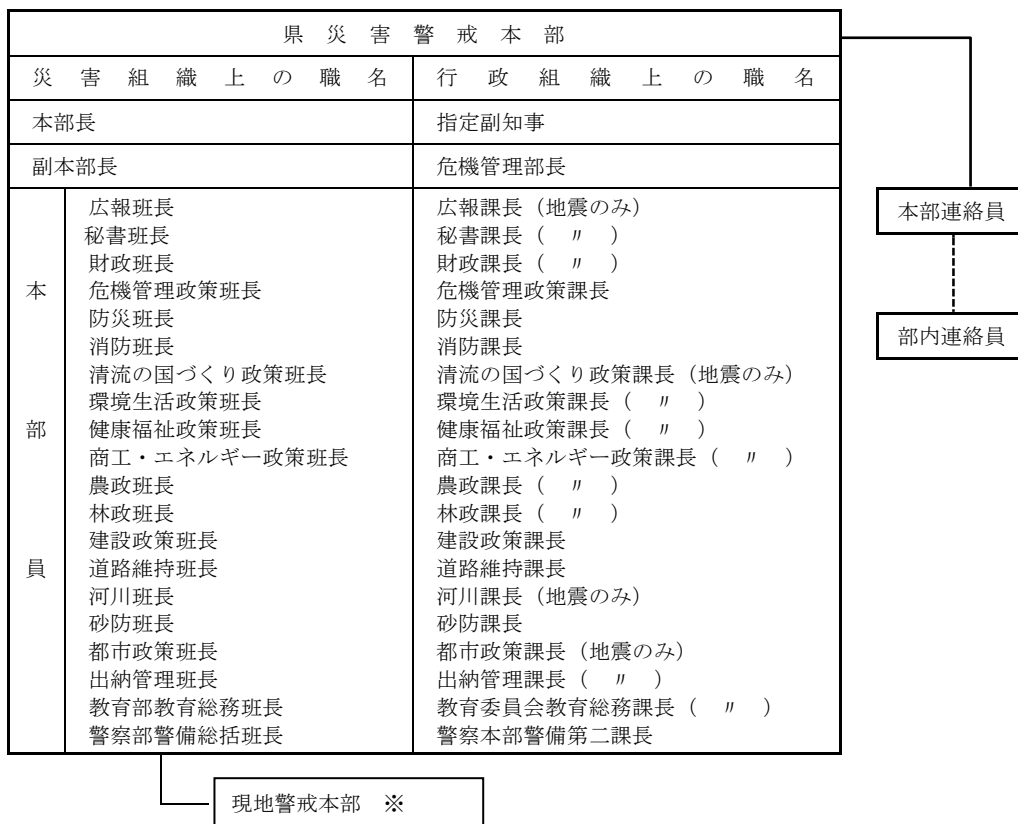
### (1) 系統

県本部の組織系統は、次のとおりである。



### (2) 編成

県本部、県支部の編成は、次表のとおりである。



※発災場所等を考慮し、必要に応じて設置する。

県 災 害 警 戒 支 部	
災 害 組 織 上 の 職 名	行 政 組 織 上 の 職 名
支部長	県事務所長、岐阜地域危機管理監
副支部長	県事務所副所長、岐阜地域防災対策監
支 部 員	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     支部マニュアルに定める所属                 </div>

支部連絡員

(3) 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

① 災害警戒副本部長

災害警戒副本部長は、災害警戒本部長に事故があるとき、又は災害警戒本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

② 本部の各班

県本部に班を設け、班に班長、副班長を置く。

班長は、本部長の命を受け(教育部教育総務班、警察部総括班については要請)、班に属する災害予防対策等を処理し、所属の職員を指揮監督する。

副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 上記以外の本庁各課等

本部において班を構成する以外の本庁各課、事務局等は、本部長の命令により、その都度各部の応援をするものとする。

④ 本部連絡員

本部連絡員は、本部と各班の連絡及び情報収集に関する事務の処理に当たるものとする。

なお、本部連絡員は、本部を構成する課の職員とし、県地域防災計画に定める職員が兼ねるものとする。

⑤ 支部の組織及び分担任務

支部は、地方における災害予防対策等の円滑な処理に当たるものとする。

支部長は、支部員と協議して、支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡に当たるものとする。

副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

支部には、班長を置く。

班長は、班に属する災害予防対策等の処理に当たるものとする。

副班長は、班長があらかじめ指名する者をもつて充てる。

副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて災害予防対策等の処理に当たるものとする。

班長は、必要に応じ係等の組織を置くことができる。

支部の各班の分担任務は、各支部防災計画によるものとする。

## 2 県災害警戒本部の設置基準

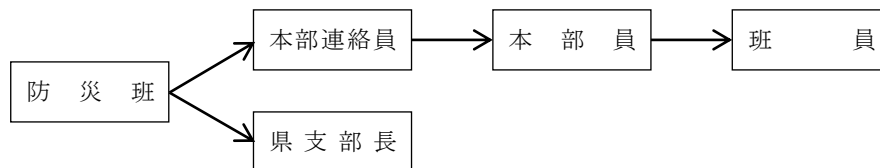
### (1) 体制等

県本部の設置基準は、次によるものとする。

種別	体制をとる班	設置基準
警戒本部	広報班長（地震のみ） 秘書班長（ 〃 ） 財政班長（ 〃 ） 危機管理政策班長 防災班長 消防班長 清流の国づくり政策班長（地震のみ） 環境生活政策班長（ 〃 ） 健康福祉政策班長（ 〃 ） 商工・エネルギー政策班長（ 〃 ） 農政班長（ 〃 ） 林政班長（ 〃 ） 建設政策班長 道路維持班長 河川班長（地震のみ） 砂防班長 都市政策班長（地震のみ） 出納管理班長（ 〃 ） 教育部教育総務班長（ 〃 ） 警察部警備総括班長	（地震） 1－1 岐阜地方気象台が県内における震度5弱の地震の発生を発表したとき  （火山） 2－1 「噴火警戒レベル3（入山規制）」が気象庁から発表されたとき、又は、火山活動による噴火等が発生し警戒体制の設置が必要と危機管理部長が判断したとき（御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳）  2－2 「噴火警報（火口周辺）」が気象庁から発表されたとき、又は、火山活動による噴火等が発生したときで、危機管理部長が警戒本部の設置が必要と判断したとき（アカンダナ山）

### (2) 体制等の伝達

県本部の設置、廃止等が決定したときは、次の系統によつて関係機関に伝達するものとする。



### (3) 本部室

県本部は災害対策本部スペースに置き、各班はそれぞれの班室で活動するものとする。

### (4) 本部員会議

重大な災害が発生するおそれがある場合で、本部長がその必要を認めたときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。

- ① 災害警戒本部の体制及び職員の動員に関すること
- ② 災害の予防対策に関すること
- ③ その他災害に関連した必要な事項

### (5) 本部連絡員

本部連絡員は、おおむね次の事務を処理する。

- ① 本部長等の命令指示等の伝達
- ② 本部で把握した情報等の関係課等への伝達
- ③ 各班で把握した情報等の本部への報告
- ④ 本部員への本部員会議開催の通知
- ⑤ 本部員会議の庶務及び会議結果の関係課等への伝達

## (6) 各班員の配備

各班員の動員方法あるいは任務等は、班ごとに職員別に定めておくものとする。

## 3 県災害警戒支部の設置基準

県支部の設置については、支部ごとに定めることとし、全支部に共通する次の事項については、その定めるところによるものとする。

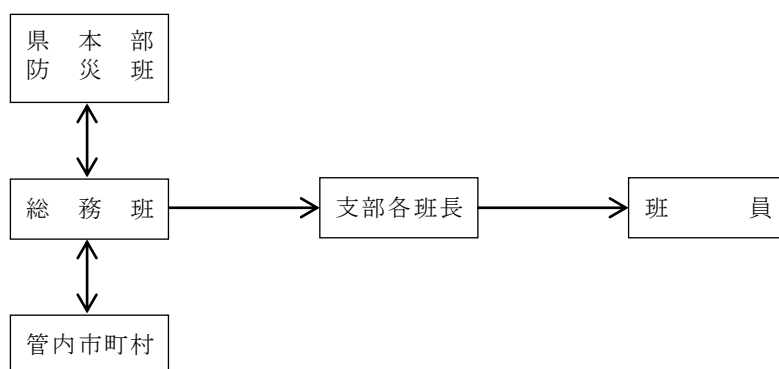
## (1) 設置等の決定

県支部の設置、閉鎖等については、原則として県本部が設置される要件となった事象が発生した地域においては、県本部と連動する。この時、該当しない地域においては、県事務所等による情報収集体制をとる。

なお、支部の体制については、本部からの通知を受けた場合速やかに体制がとれるよう事前に定めておくものとする。

## (2) 設置等の伝達

県支部の設置、廃止等を決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。



## (3) 設置の場所

県支部は、県事務所等に置くものとする。

## 4 災害情報収集等の計画

被害状況及び災害予防対策等の情報の調査、報告(即報)あるいは収集は、県地域防災計画(『一般対策計画』第3章災害応急対策 第9節災害情報等の収集・伝達及び『地震対策計画』第3章地震災害応急対策 第8節地震災害情報の収集・伝達)の定めるところによるものとする。

## 5 その他

この要領に定めない事項については、別に定め運用するものとする。